

令和4年9月15日  
令和6年4月10日改正

事業者の皆様へ

## 電子契約の実施（一般委託・物件）について（お知らせ）

日頃から横須賀市の入札及び契約手続に関し御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、横須賀市は令和4年9月16日公告（10月5日開札）分の入札契約から、一般委託・物件（工事版発注の修繕等を含む）の一部の案件について、電子契約を実施いたします。

概要は下記のとおりですが、実際の参加条件等は案件ごとの入札公告を必ずご確認ください。

### 記

#### 概要

- ・該当案件は公告（5. 注意事項→案件固有事項）にて「本案件は電子契約対象案件です」と記載します。
- ・電子契約を希望する場合の手順
  - ① 電子契約を希望する落札者は、落札日の翌開庁日までに、案件ごとに「電子契約申込書」を契約課メールアドレス（y-keiyaku@city.yokosuka.kanagawa.jp）へ提出してください。また、併せて契約課へ電話連絡をしてください。（046-822-9791）

※内訳書がある案件については、申込を受けたのち、内訳書の提出についてご案内させていただきます。
  - ②市からメールにて落札者へ電子契約署名の依頼
  - ③落札者が契約書内容を確認して電子契約で署名
  - ④市が電子契約で署名（署名をした日＝契約日となります）
  - ⑤落札者宛に電子署名完了のメールが届く
- ・「電子契約申込書」の書式等、電子契約についての詳細は、本市ホームページ「総合案内」→「市政情報」→「契約・検査」→「入札・契約制度」→「電子契約」を参照してください。
- ・電子契約による契約締結を希望する事業者は、必ず上記「電子契約について」をご覧ください。電子契約に関する操作方法等をご確認いただきますようお願いいたします。  
電子契約に関する詳細については、次の事業者までお問い合わせください。  
【電子印鑑GMOサイン運営事務局】  
電話番号 03-6415-7444（受付時間：平日 10:00-18:00）
- ・電子契約の対象案件は今後段階的に増加させていく予定です。
- ・契約課で契約する随意契約（一般委託・物件（修繕を含む））についても電子契約が可能

能です。(対象外の案件もあります) 電子契約を希望する場合は契約課担当者にご相談ください。

- 工事及び工事系委託における電子契約の実施は未定です。